

相談するときは・・・

相談内容を具体的に整理

- ・トラブルの内容とあなたの希望を具体的に教えてください。
- ▶どんなきっかけで、いつ、どこで、誰と、どんな約束をしたの？
- ▶どうしたいと思っているの？

関係書類を手元に用意

- ・契約書、請求書、領収書、名刺、チラシ等

本人が直接相談を

- ・センターでどんなお手伝いが可能か考える際には、契約時の状況を正しく把握し、本人の意思を確認する必要があります。

借金・ヤミ金などの相談

- ▶月々のローンが払いきれない。
- ▶いつまでも返済が終わらず生活が苦しい。

！こんな時をご相談ください！

状況を整理し、解決に向けたお手伝いをします。

場所は
どこかなあ？



京田辺市消費生活センター

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80
京田辺市役所 3階 産業振興課内

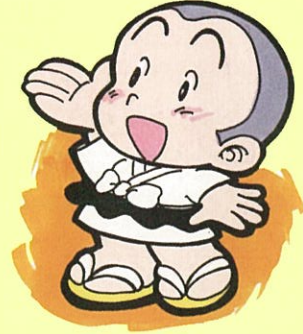
(相談専用) 0774-63-1240

(事務専用) 0774-64-1319

(FAX) 0774-64-1359

http://www.kyotanabe.jp/soshiki/7-1-0-0-0_4.html

はい！
京田辺市
消費生活センターです。



消費生活相談

商品やサービスの利用・購入など、消費生活全般に関して「おかしいな?」「困った!」と思った時は、ぜひ、早めにご相談ください。契約前の問い合わせや相談もお受けします。相談の内容によって、必要な情報を提供したり、解決のための助言、あっせんなどの支援をさせていただきます。

(相談無料・秘密厳守)

相談日 月～金曜日

(祝日、年末年始を除く)

相談時間 午前9時～正午
午後1時～4時

相談専用電話 63-1240

相談方法 電話または来所
利用者 市内在住・在学・
在勤の方
場所 市役所3階
産業振興課内

情報提供

最新的话题や暮らしに役立つ情報を取り揃えています。

【常設の資料コーナー】

資料等は自由にお持ち帰りいただけます。

(2階 市民ロビー、3階 産業振興課)



【消費生活展】

春



秋



消費生活講座



身近な暮らしの話題をテーマに実施。時期等は、広報や市のホームページ等でお知らせします。

出前講座

ますます巧妙化する悪質商法。被害の予防や早期発見のためには、具体的な手口や対処法を知ることが有効です。講座のテーマ・内容はご希望に応じます。たとえば区や自治会、老人クラブ等、地域活動の機会にご活用ください。



▶ 出前講座のお申込みは、こちらから
<http://www.kyotanabe.jp/0000001664.html>
(秘書広報課 TEL: 64-1320)